

審議事項 1

議案 第 1 号 許可基準及び適用除外基準（広告旗）の策定について

旭川市屋外広告物条例第 3 2 条第 1 項第 2 号の規定により調査審議に付します。

許可基準及び適用除外基準（広告旗）の策定について

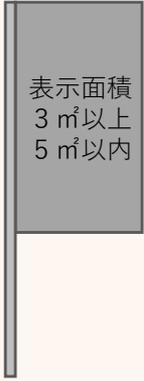
1 概要

簡易広告物の一つである広告旗（「のぼり」や「旗」）の許可基準及び許可を要しない（適用除外）基準を新たに策定するもの。

2 基準案、基準策定の必要性

- (1) 許可基準案 表示面積5平方メートル以内のものであること。
- (2) 適用除外基準案 表示面積3平方メートル未満のものであること。
- (3) 基準策定の必要性 大型の広告旗が専門業者によらずに入手、設置できるように状況が変化したことに伴い、公衆への危害防止を図る観点から、一定の規制が必要と考えるため。

〈広告旗の許可の有無〉

許可しない	表示面積が5平方メートルを超えるもの
許可必要	表示面積が3平方メートル以上5平方メートル以内のもの 
許可不要 (適用除外)	表示面積が3平方メートル未満のもの

3 適用時期 令和8年10月1日（予定）



■ 広告旗のサイズと許可の要否

形状	標準サイズ=許可不要 3㎡以内												大型=許可必要 3㎡以上5㎡以内		
	0.67㎡	0.81㎡	0.90㎡	1.08㎡	1.10㎡	1.26㎡	1.35㎡	1.47㎡	1.76㎡	2.23㎡	2.43㎡	2.98㎡	3.78㎡	3.96㎡	4.32㎡
横	450	450	600	600	600	700	500	700	680	860	900	900	700	1100	1200
縦	1500	1800	1500	1800	1840	1800	2700	2100	2600	2600	2700	3320	5400	3300	3600
面積 ㎡	0.67	0.81	0.90	1.08	1.10	1.26	1.35	1.47	1.76	2.23	2.43	2.98	3.78	3.96	4.32
備考	スリム又は ショート			レギュラー		ワイド	ビッグ		セル (小)	ラージ (大)		セル (大)	神社職 興行幟	ジャンボ (特大)	
例															

審議事項 2

議案 第 2 号 適用除外基準（管理用広告物）の変更について

旭川市屋外広告物条例第 3 2 条第 1 項第 2 号の規定により調査審議に付します。

適用除外基準（管理用広告物）の変更について

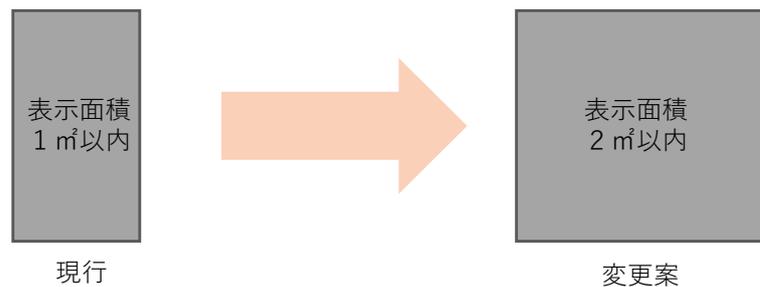
1 概要

管理用広告物（管理上の必要に基づき、自己の管理する土地や物件に表示し、又は設置するもの）のうち、許可を要しない（適用除外）基準を変更するもの。

2 変更案、基準変更の必要性

- (1) 許可基準案 1面の表示面積が2平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物でものであること。

※現行基準 1面の表示面積が1平方メートル以内で、かつ、高さ3メートル以下の固定広告物でものであること。



- (2) 基準変更の必要性 施設利用者等に対して、安全上必要な注意書き、トラブル防止のための免責事項などを示す管理用広告物は、視認性の確保、記載内容の増加等により、広告物の大きさが大型化している状況・傾向にあり、これに対応するため。

3 適用時期 令和8年10月1日（予定）

